

第三者病院機能評価の対象領域

<病院組織の運営と地域における役割>

病院の理念と基本方針、病院の役割と将来計画、病院管理者・幹部のリーダーシップ、病院組織の運営、情報管理機能の整備と活用、関係法令の遵守、職員の教育・研修、医療サービスの改善活動、地域の保健・医療福祉施設などとの連携と協力、地域に開かれた病院などについて

<患者の権利と安全の確保>

患者の権利と医療者の倫理、患者－医療者のパートナーシップ、説明と同意、患者の安全確保、医療事故への対応、院内感染管理などについて

<療養環境と患者サービス>

接遇と案内、相談機能、患者・家族の意見の尊重、利便性とバリアフリー、プライバシー確保への配慮、療養環境の整備、快適な療養環境などについて

<医療提供の組織と運営>

診療部門、看護部門、薬剤部門、臨床検査部門、病理部門、画像診断部門、放射線治療部門、輸血・血液管理部門、手術・麻酔部門、中央滅菌材料部門、集中治療室、救急部門、栄養部門、リハビリテーション部門、図書室機能、診療録管理部門、訪問サービス機能、外来部門などについて

<医療の質と安全のためのケアプロセス>

病棟における医療の方針と責任体制、入院診療の計画的対応、患者に関する情報の収集と伝達、評価(アセスメント)と計画[全体の流れ]、ケアの実施(各論の流れ)、ケアプロセスにおける感染対策、診療・看護の記録、病棟での環境と薬剤・機器の管理などについて

<病院運営管理の合理性>

人事管理、財務・経営管理、施設・設備管理、物品管理、業務委託、病院の危機管理への適切な対応などについて

<精神科に特有な病院機能>

入院時の評価・説明および入院形態の適切性、入院中の処遇の適切性、精神科リハビリテーションと退院支援、精神科における事務管理、精神障害者の身体管理の適切性などについて

<療養病床に特有な病院機能>

療養病床への適切な受入れと人権への配慮、チームアプローチの適切性機能障害の診断とケアの適切性などについて

資料：厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業
「保育環境の質尺度の開発と保育研修利用に関する調査研究」
平成19年度総括研究報告書（主任研究者：秋田喜代美）（平成20年3月）
分担研究報告「アメリカ合衆国における保育の質の研究動向に関する研究」
（分担研究者：鈴木正敏 兵庫教育大学学校教育研究科准教授）（抜粋）

<資料1>

アメリカ合衆国における保育の質の研究動向

アメリカ合衆国においては、保育の質についての議論は早くからなされてきた。その遠因は、1950年代より始まった保育ニーズの増大による保育施設の乱立から、その質のばらつきが懸念されてきたことによる（中川、2004）。保育の高い質を求めて、1980年代以降に、その研究が実質的な意味をもつようになる。1979年に全米を対象に行われた The National Day Care Study は、1) スタッフと子どもの割合、2) グループのサイズ、3) スタッフの教育、の3点を、保育の質を決定づける重要な要素として見いだしたものとして、それらの研究の出発点となっている（藤川、1990）。こうした質の保障に関する議論は、全米レベルでの保育者や保育研究者らによる努力によって、形となっていく。

1 NAEYCによるアクレディテーション（質の認証評価）

保育者のネットワークとして、また専門的な保育研究の学会組織として1926年に設立された National Association of Education for Young Children (NAEYC、全米乳幼児教育協会)は、1985年に National Academy of Early Childhood Programs を設立し、乳幼児の保育に関する質の基準を設けて、評価を行うこととなった。任意団体である、このアカデミーによって、全米共通の評価基準が定められ、各保育施設がそれぞれに評価を受けている。この評価基準によって Accreditation（評価認定）を受けたかどうか、保護者が保育施設を選ぶ際に、質を客観的に見定めるための手がかりとなっている。

認定を受けるには、1) 園自体がまず自己点検・評価を行い、2) アカデミーから派遣された査察員によって評価を受け、そして3) 認定委員会による決定を受けて、初めて認定証を交付される。このプロセスには、約半年から2年程度の期間を要し、園全体で取り組むことが必要となってくる。このように、認証プロセスはかなりの努力を必要とするのであるが、そのことが園にかかわる保育者・職員全体の意識の向上と、子どもの保護者らの質に関する認識の啓発に役立っている。

具体的な認証評価プロセスは以下の通りである。

1) 園による自己点検・評価

園による自己点検・評価には、アカデミーから発行されているマニュアルに基づき、130項目にわたる基準についてチェックすることが求められる。その項目は、以下の10

分野にわたっている。

- A 保育者と子どものやりとり
- B カリキュラム内容
- C 保育者と家庭とのやりとり
- D 保育者・職員の質と研修
- E 施設の管理運営
- F クラスあたりの人数と保育者の配置
- G 物理的環境
- H 健康・安全
- I 栄養と食事
- J 園全体の評価

これらの各分野の項目について、1～3の評価基準でチェックをする。それには、保育室での観察、管理職によるレポート、保育者・職員のアンケート、保護者のアンケートが含まれており、AからJまでの分野で、関連するものがそれぞれ関係する者に割り当てられている。こうしたチェックをもとに、園としてのプログラム報告書を書き上げ、評価のための査察員訪問に備えることになる。

2) 査察員による視察訪問・評価

園としてのプログラム報告書を踏まえ、アカデミーから派遣される査察員によって、園の視察訪問が行われる。査察員は、自己点検・評価の際に用いられたものと同じ評価項目を使用してチェックを行う。ここで、自己点検・評価の内容と、現地で視察した内容とが著しく異なっている場合は、運営管理者（園長など）から説明を聞いて、それをアカデミーに報告することとなる。自己点検・評価では、評価そのものが甘くなったり、逆に厳しくなりすぎたりする点をチェックし、客観性を持たせるための視察訪問である。

3) アカデミーによる認証評価

自己点検・評価と、査察員による視察訪問・評価が終わると、その報告を受けてアカデミー内に設けられた委員会（3人1チーム）によって認証評価の判断が下される。認定がおりると、認定証が発行される。多くの園では、アカデミーによる認定を受けたことを知らしめるために、入り口の目立つところに「認定済み」と表示したり、認定証を飾ったりしている。この認定は5年有効（開始当初は3年のみ有効であった）であるが、継続して認定を受けるためには、認定期間が終了する前に、再び同じプロセスを経て認

定を受けなければならない。

この認証評価システムは、全米的に認知されており、認定されているかどうか、質の高い保育施設を運営する上での基準となっている。この認定基準は、1987年に出された *Developmentally Appropriate Practice in Early Childhood Programs Serving Children From Birth Through Age 8*（乳幼児の発達にふさわしい教育実践）の考え方に沿ったものであり、物理的な環境や人員配置だけでなく、カリキュラム内容や子どもや保護者とのやりとりなどに注目してチェックリストが作られている。

資料：厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業
「就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究」
平成18年度総括研究報告書（平成19年3月）
（主任研究者：増田まゆみ 目白大学人間社会学部教授）（抜粋）

3) 本調査7 評価システムに関する情報の 分析と収集

(1) イギリスにおける評価の実態の把握と 検討

保育・教育の評価に関して国家的なシステムを確立したイギリスにおいて、「保育の質」が具体的にどのように評価されているかについての資料を検討すると共に実際に、評価機関である Ofsted と、その評価を受けた5つの就学前保育・教育施設の訪問調査を研究スタッフの2名が実施した。

①Ofsted 訪問調査の結果

A) イギリスにおける第三者評価の監査システム

このシステムの中心である Ofsted (教育水準局) は教育技能省 (Dfes) から完全に独立した機関であり、中等教育の評価は1993年、初等又は特別教育の評価は1994年に始められた。初期の監査周期は4年ごとであり、Ofsted は1997年までに3,590校全ての中等学校と18,680校全ての初等学校、そして1998年までに1,300校の特別学校と320校の Pupil Referral Unit を評価した。

Ofsted は、2003 年からは保育施設も含むすべての教育・保育施設を第三者として評価するようになった。その Ofsted による第三者評価の仕組みを図 1 に示しておく。

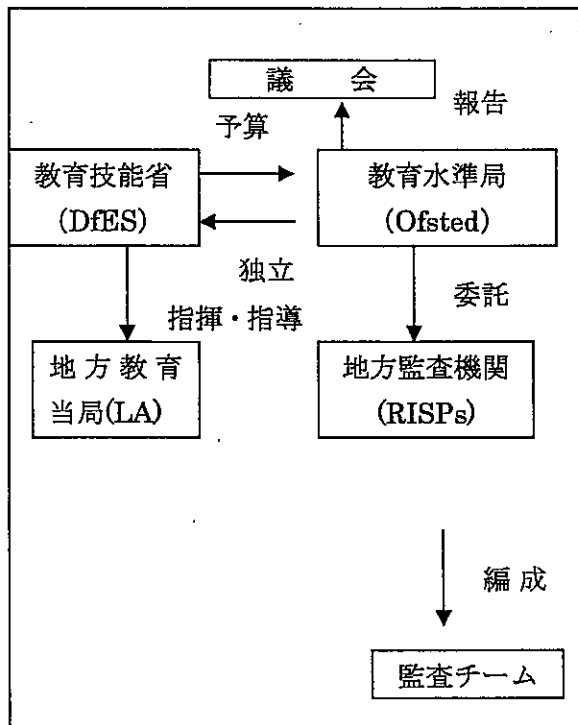


図 4 イギリスにおける第三者評価の監査システム

Ofsted は、日本の文部科学省にあたる教育技能省からの予算的措置を受けてはいるが、その仕事内容については、完全に独立している監査機関であり、学校や保育施設に対する評価結果を議会に報告することが義務付けられている。Ofsted には、局を統括する責任者としての主席勅任学校監査官が 1 人おり、その下に学校を評価する勅任監査官(約 250 名)と児童福祉施設(保育関係施設も含む)を評価するチャイルドケア(保育)監査官(約 900 名)とがいる。勅任監査官は月に 10 件ほどの調査を受け持つ。

Ofsted が学校や保育施設を評価する目的は以前は次の 4 つであるとされていた。

- ・ 独立的且つ外部的に学校や保育施設の第三者評価を実施すること
- ・ 子どもの通っている学校の質としての評価



Ofsted

結果を親に知らせること

- ・ 各学校や保育施設の長所と短所を指摘することによって、教育や保育の質の向上に貢献していくこと
- ・ これらの監査結果に基づいて、教育技能省の長官に助言を与えること

しかし第三者評価が個々の学校や施設に対する評価から、現場の教職員に対する評価につながるのと批判が強くなってきたために、最近になって教育技能省では次の 4 つのキーメッセージを策定することによって現場の人々に理解をしてもらおうと努力している。

- ・ 監査官による評価は教育の水準を向上させる
- ・ 評価の方法の透明性をもっと重視していく
- ・ 自己評価をもっと重視していく
- ・ 評価は主観的な判断に依らず、実際に見たことをそのまま報告する

こうして現在では評価の基準は完全に公開されており、また自己評価は定型化したフォーマットがあり、いつでも Ofsted のウェブから入手できるようになっている。

各地方には Ofsted から委託された民間としての地域監査機関が 5 社あり、ここもまた日本の教育委員会に当たる地方教育当局から

は完全に独立している。地域監査機関は予算的には教育水準局から評価を委託されることで運営されており、正社員と契約社員とからなる地域監査官（AI）で構成されている。これらの地域監査官は初任者研修を一週間受けた後、Ofsted によって認定、登録された人に限定されており、また継続的に研修を受けていく。これらの地域監査官は Ofsted の勅任監査官の指示の下でチームを編成して学校や保育施設の評価を実施している。

◆Ofsted による第三者評価の実施方法

Ofsted による第三者評価は、イギリスの全ての学校と保育施設（チャイルドマインダーも含む）を対象としている。第三者評価は原則として学校、保育・幼児教育施設は3年ごとに行われるが、その期間内であっても学校や保育施設の保護者等からクレームがあり必要と判断すれば評価を行うことがある。

学校や保育施設に対する第三者評価は、HMI（勅任監査官）と保育監査官、そして地域の民間監査員とで編成された監査チームによって実施される。学校や保育施設は経営活動の一環として、定期的に学校や施設の運営計画書を策定し、また自己評価や教育水準局指定の保護者へのアンケートを実施し、それらの結果を教育水準局へ提出する。

監査チームは、評価を実施する前にあらかじめこれらの資料を分析し監査資料を作成しておく。評価は実施日を知らせることなく、抜き打ち的に行われる。評価実施当日朝に、監査チームは学校や施設を訪問し、管理運営者と直前ミーティングを行った後に評価を実施する。評価の方法は、授業や保育の観察、関係者へのインタビュー、書類や報告書のチェック等で行う。評価結果はすべてパソコンにデータとして打ち込まれる。評価実施終了後には監査チームの内部ミーティングを行い、そのデータの適切性を確認する。

監査チームはそれらのデータをもとにして、その学校や施設における教育・保育の質

が適切なものであるかを、Ofsted によって定型化されている評価マニュアルに基づいて判断していく。

判断は、outstanding（秀）、good（良）、satisfactory（可）、inadequate（不可）の4段階であり、もし不可と判断されたときには、その学校は特別措置を必要とする。またその評価結果に対して、学校や施設側から疑問点や不満な部分を教育水準局に伝えることもできる。

これらの判断のうち、秀という判断は教育水準局によって確認された後に公表される。評価結果は報告書と要約が発表され、その施設・学校、地方教育委員会（LEA）、関係機関に送られる。もし不可と判断されたときには、HMI はその後どのような進歩が見られるか、その学校や施設を再度にわたって訪問する。LEA もその施設・学校が改善するのを指導している。もし再訪問の結果、改善が全くみられないようであれば学校や施設の閉鎖もあり得る。

◆ Ofsted による保育・幼児教育施設に対する評価内容

Ofsted による第三者評価の対象となる保育・教育施設としては、次のようなものである。

(1) State nursery schools（公立幼稚園）

3、4歳児を受け入れ、1週間のうち5日間にわたり半日制の保育を行う。子ども20人に対して保育の有資格者1人が義務付けられている。

(2) Private kindergarten（私立幼稚園）

2歳から5歳までの子どもを受け入れ、半日制及び1日制で学校の休み中も保育を行う。子どもに対する保育の有資格者の割合は公立と同じである。

(3) Nursery classes（公立小学校の幼児学級）

3歳または4歳から受け入れ、週のうち5日間にわたり半日制の保育を行う。有資